

## 会則

### 第1条 <名称>

本スクールは「ROX ジュニアスイミングスクール」(以下、本スクールといいます)と称します。

### 第2条 <所在地>

本スクールの所在地は、東京都台東区浅草1丁目25番15号とします。

### 第3条 <運営・管理>

本スクールの運営、管理は、株式会社 TOLCD (以下、会社といいます) があたります。

### 第4条 <目的>

本スクールは、スポーツを通じ会員の健康増進ならびに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

### 第5条 <会員>

本スクールの会員は、本会則、その他本クラブが定めた事項に従うこととします。

### 第6条 <会員の種類>

本スクールの会員の種類は、次のとおりとします。

- ① 幼児・幼少スイミング・ベビー・育成会員
- ② キッズエアロ・キッズバレエ・キッズストリートダンス・キッズチアダンス会員

### 第7条 <入会資格>

本スクールの入会資格は次のとおりとします。

- ① 本スクールの趣旨に賛同し、スポーツを愛し、エチケットを守って本スクールをご利用される方。
- ② 本スクールの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- ③ 健康に異常のない方。

### 第8条 <入会手続>

本スクールへの入会を希望する方は、所定の入会申し込み手続を行い、会社の入会承諾を得た後、入会金を納入するものとします。

### 第9条 <会費等>

会員は、会社が別に定める金額の会費等を所定の方法により納めるものとし、既納の会費等については、会社はいかなる場合もこれを返還しません。

### 第10条 <譲渡及び貸与の禁止>

本スクールの会員資格はこれを他に譲渡及び貸与できないものとします。

#### 第11条<会員資格の一時停止・除名>

会員が次の各号の一つに該当した場合、会社はその会員を、会員資格の一時停止または除名とすることができるものとします。また、会社はその事由を会員に説明する義務を負わないものとします。

- ①本スクールの名誉を傷つけた場合。
- ②本スクールの秩序を乱した場合。
- ③本クラブの会則、その他本スクールの定めた事項に違反した場合。
- ④本スクールの施設・設備等を故意に破損した場合。
- ⑤会費等の支払いを3か月以上滞納し、会社からの催告にも応じない場合。

#### 第12条<休会の手続き>

会員が本スクールを休会する場合は、所定の手続きを行い、休会費（一律2,200円税込）を納めるものとします。

#### 第13条<退会の手続き>

会員が本スクールを退会する場合は、退会を希望される月の5日までに所定の手続きを経て、会費等の未納金がある場合には、これを完納して当該月末日を以って退会するものとします。

出席の有無にかかわらず、退会時（退会届の提出をもって退会とみなす。）までは会費の支払いが必要となります。

#### 第14条<会員資格の喪失>

- ①会員は、退会、除名、死亡の場合、会員資格を失うものとし、その際すみやかに会員証を返還しなければならないものとします。
- ②本スクールは、会員が会費等の支払いを2ヶ月以上滞納した場合は、会員が退会したものとみなすことができるものとします。

#### 第15条<会員証の交付>

- ①本スクールは、会員に会員証を交付します。
- ②会員は本スクールを利用する場合には、会員証を携帯し、提示するものとします。
- ③会員は会員証を紛失した場合には、ただちに所定の手続きを行い、再発行を会社に申請するものとします。

#### 第16条<届出事項の変更>

- ①会員は、氏名、住所、連絡先およびその他入会申し込み時と変更があった場合には、すみやかに会社に届けるものとします。
- ② 一切の会員への通知は、会員から届け出のあった最新の住所宛てに行い、会社は以後の責任を負わないものとします。

#### 第17条<施設の利用>

- ①会員は本スクールの利用に際し、会社が別に定める規定に従うものとします。
- ②本スクールは講習会開催、特別行事、施設設備、改修等のため、本スクール施設の一部または全部の利用を制限できるものとします。
- ③ 会員は本スクール内ではスタッフの指示に従うものとし、他会員又はお客様に対する迷惑行為が見られる場合は退館いただく場合があります。
- ④ 妊娠されている方の施設の利用はできないものとします。
- ⑤ 身体にタトゥー及び刺青がある方のご利用はできないものとします。  
(ボディシール含む)
- ⑥ 本スクールは会員が会費等の支払いを2か月以上滞納した場合は、施設の利用ができないものとします。

#### 第18条<施設の閉鎖・変更>

- ①天災地変、著しい経済情勢の変化およびその他のやむを得ない事由が生じた場合、会社は本スクールを閉鎖できるものとします。この場合、会員は補償その他何等の請求・異議申立てをすることはできないものとします。
- ②会社は必要に応じて、本スクール施設の変更を行うことができるものとします。

#### 第19条<免責事項等>

本スクール内で発生した盗難、傷害その他の事故について、会社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第20条<休業日>

本スクールは原則として、毎週月曜日、毎月末、および年末年始を休業とします。その他、施設点検等会社側の理由により、臨時休業することがあります。

#### 第21条<改正>

本会則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとします。

付則 令和4年6月1日改正